

【別紙】 提示又は提出を求める本人確認書類

場合分け		本人確認書類	留意事項
(1) 本人による開示請求の場合	ア 窓口に来庁しての開示請求（政令第22条第1項）	・運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証、恩給証書、児童扶養手当証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等（以上は政令第22条第1項第1号に通常該当する書類） ・健康保険の資格確認書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの ・上記書類をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合に、代替として有効な書類になり得ると考えられるもの（政令第22条第1項第2号）：上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類、旅券、住所記載のない住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、	①開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されていることが原則必要。そうでない場合については注1を参照 ②従前の被保険者証については注2及び注3を参照 ③個人番号カードについては注4を参照 ④住民基本台帳カードについては注5を参照 ⑤外国人登録証明書については注6を参照 ⑥左欄のほか、住民票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書等については注7を参照 ⑦このほか、書類に疑義がある場合については、注8を参照 ⑧左欄において（地方）とあるのは、国の法令の根拠はないが、地方公共団体により発行されることがある書類を指す。

		無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、電気工事士免状、調理師免許証、外国政府が発行する外国旅券、印鑑登録証（地方）、療育手帳（愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳）（地方）、敬老手帳（地方）、り災証明書（地方）、国立大学の学生証等	⑨通知カード及び表面に個人番号が記載されている書類については、注 9 を参照
イ	開示請求書を送付しての開示請求（政令第 22 条第 2 項第 2 項）	・（Ⅰ）アの書類の複写物（政令第 22 条第 2 項第 1 号） ・（Ⅱ）住民票の写し（注 9 参照） ※住民票の写しを用いることができない場合に代替として有効な書類になり得ると考えられるもの：在外公館の発行する在留証明、開示請求書に記載された氏名及び住所又は居所が明示された配達済みの郵便物、開示請求者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書や宿泊証明書等（政令第 22 条第 2 項第 2 号）	①（Ⅰ）と（Ⅱ）の両方の送付が必要。また双方は異なる必要がある。 ②（Ⅱ）の書類は 30 日以内に作成されたものに限る。 ③（Ⅱ）の書類として住民票の写し以外を用いる場合については注 10 を参照 ④（Ⅰ）及び（Ⅱ）いずれにも開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所の記載されていることが原則必要。そうでない場合については注 11 を参照 ⑤その他書類に疑義がある場合については注 8 を参照 ⑥住民票の写しは、

			市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められない。
(2) 法定代理人による開示請求の場合	ア 窓口に来庁しての開示請求	・(1) アの書類 (政令第22条第1項)	・留意事項は(1)アと同様
		・上記に加え、法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第47条）等 (政令第22条第3項)	・複写物は認められない。 ・30日以内に作成されたものに限る。 ・注12を参照
	イ 開示請求書を送付しての開示請求	・(1) イ（Ⅰ）の書類 (政令第22条第2項第1号)	・留意事項は(1)イと同様
		・(1) イ（Ⅱ）の書類 (政令第22条第2項第2号)	・複写物は認められない。 ・30日以内に作成されたものに限る。 ・注12を参照
(3) 任意代理人による開示請求の場合	ア 窓口に来庁しての開示請求	・(1) アの書類 (政令第22条第1項)	・留意事項は(1)アと同様
		・上記に加え、任意代理人の資格を証明する委任状 (政令第22条第3項)	・複写物は認められない。 ・30日以内に作成されたものに限る。 ・注13を参照

	イ 開示 請求書 を送付 しての 開示請 求	・(1) イ (Ⅰ) の書類 (政令第 22 条第 2 項第 1 号) ・(1) イ (Ⅱ) の書類 (政令第 22 条第 2 項第 2 号)	・留意事項は(1) イと同様
		・上記に加え、任意代理人の資格を証明する委任状 (政令第 22 条第 3 項)	・複写物は認められない。 ・30 日以内に作成されたものに限る。

注 1 【窓口請求において氏名・住所不一致の場合】婚姻や転居等の事由により、本人確認書類に記載されている氏名又は住所が開示請求書に記載されたものと異なっている場合には、開示請求者に事実関係を確認した上で、開示請求書と同一の氏名等が記載されている他の本人確認書類の提示又は提出を求める。ただし、災害により一時的に転居している場合等やむを得ない理由がある場合は、住所又は居所が開示請求書と一致しない書類しか準備できなくとも、下記に従い、有効な本人確認書類として認める余地がある。

【窓口請求において住所不記載・不一致の書類しかない場合】住所が記載されていない本人確認書類しか提示又は提出ができないとする場合又は開示請求書の記載と異なる住所が記載された本人確認書類しか提示又は提出できないとする場合は、開示請求者に事情の説明を求め、災害による一時的転居、国内短期滞在（外国人）等のやむを得ない理由があることを確認した上で、それらの本人確認書類の提示又は提出を求める。なお、この場合は、住所の確認が取れていないことを念頭に置いて、その後の補正、開示の実施等の手続を進める必要がある。

注 2 【従前の被保険者証の取扱い】医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 9 号）により、保険者番号及び被保険者等記号・番号について、「告知要求制限」の規定が設けられていることから、告知要求制限に抵触することのないよう、被保険者証の取扱いには十分注意する。

注 3 【複数の者が記載された書類】複数の者の氏名が記載された従前の被保険者証は、そこに記載された他の者によるなりすまし請求が行われることもあり得ると考えられることから、例えば、比較的年齢の近い兄弟の一方が請求している場合などのように被保険者証のみで本人確認をしにくい場合においては、別の本人確認書類の提示又は提出を追加して

求めるなどの慎重な対応が必要である。

注 4 【個人番号カードの取扱い】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）では、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関し、提供の求めの制限（第 15 条）、特定個人情報の提供の制限（第 19 条）、収集等の制限（第 20 条）等の制限が規定されていることから、誤って個人番号を収集等することのないよう、個人番号カードの取扱いには十分注意する。

注 5 【住民基本台帳カードの経過措置】住民基本台帳カードは、番号法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係政令の整備に関する政令（平成 27 年政令第 301 号）附則第 9 条の規定により、次に示す時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能である。

○旧住民基本台帳法第 30 条の 44 第 9 項の規定により住民基本台帳カードの有効期間が満了した場合等においてその効力を失う時又は番号法に基づき個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時

注 6 【外国人登録証明書の経過措置】特別永住者が所持する外国人登録証明書は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 23 年政令第 421 号）附則第 3 条の規定により、次に示す日まで特別永住者証明書とみなされ、引き続き使用可能である。

○特別永住者証明書とみなされる期限（特別永住者）：外国人登録証明書に記載されている旧外国人登録法に基づく次回確認（切替）申請期間の始期である誕生日。ただし平成 24 年 7 月 9 日に 16 歳未満の場合は 16 歳の誕生日。

注 7 【他人へ提出することを常とする書類】住民票の写し、納税証明書、印鑑登録証明書等は、それ単独で政令第 22 条第 1 項の本人確認書類として認める余地がないわけではないが、他人へ提出することを通常とする書類であり本人以外の者が所持している可能性も高いことから、原則として、別の本人確認書類の提示又は提出を追加して求めるなどして慎重に確認することが必要である。

注 8 【その他疑義がある場合】上記のほか、提示又は提出された書類に疑義がある場合は、適宜、事情の説明を求め、又は追加で他の本人確認書類の提示又は提出を求める。

注 9 【通知カード及び表面に個人番号が記載されている書類の取扱い】内

閣府大臣官房番号制度担当室参事官及び総務省自治行政局住民制度課長は、平成 27 年 8 月 28 日付け府番第 285 号及び総行住第 102 号において、各府省等に対し、番号法第 16 条の規定に基づく本人確認以外の一般的な本人確認の手続において、通知カード（令和 2 年 5 月以降、通知カードによる個人番号の通知は廃止され個人番号通知書に変更）及び表面に個人番号が記載されている住民票の写し等の書類を本人確認書類として取り扱うことは適当でないと考えられる旨を通知している。

注 10 【送付請求において住民票の写し以外を用いる場合】災害による一時的転居、海外長期滞在、国内短期滞在（外国人）等のやむを得ない理由により、住民票の写しが送付できないか、又は住民票の写しに記載された住所と開示請求書記載の住所若しくは居所が異なる場合は、住民票の写し以外の（Ⅱ）の書類であって開示請求書の住所又は居所と記載が一致するものの送付を求める。この場合、（Ⅰ）の書類の住所の記載については、記載されていなくとも、又は開示請求書と異なるものが記載されていても構わないが、疑義が残る場合は、開示請求者に説明した上で、所在施設の管理者等の関係者に問い合わせ、事情を確認することが必要である。

なお、（Ⅱ）の書類として、開示請求者が申告した住所又は居所に宛てて確認のための書面を転送不要扱いで送付し、当該請求者自身が署名した当該書面の提出を求めることとすれば、より確実に住所又は居所の確認をすることができる（時間がかかるため、開示請求者には当該書面等において当該確認の必要性について十分な説明をすることが望ましい）。また、刑事施設又は地方入国管理官署に収容されている等の事情で他の確認手段がない場合にも、これらの施設の発行する在所証明等の送付（（Ⅰ）の書類に相当）を求めることと併せて、この方法を用いることが考えられる。

注 11 【送付請求において住所不一致・不記載の場合】（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかの書類について、婚姻や転居等の事由により氏名又は住所が開示請求書に記載されたものと異なっている場合や住所の記載がない場合には、開示請求者に事実関係を確認した上で、開示請求書と同一の氏名、住所等が記載されている他の本人確認書類の送付を求める。ただし、注 10 に該当する場合は、この限りでない。

注 12 【法人による開示請求】成年後見人となっている福祉関係の公益社団法人、社会福祉法人等が法定代理人として開示請求をする場合については、法定代理人の資格を証明する書類（政令第 22 条第 3 項）として成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書（家事事件手続

法第47条)等が必要となるほか、提示又は提出を求める本人確認書類の例は次のとおり。

- ① 窓口請求の場合(政令第22条第1項):請求の任に当たる者(担当者)に係る上表(1)アの書類に加えて、法人の印鑑証明書(又は印鑑カード)及びそれにより証明される印が押された担当者への委任状(代表者本人が請求の任に当たる場合は委任状不要)。
- ② 送付請求の場合(政令第22条第2項):①の本人確認書類の複写物に加え、法人の登記事項証明書。なお確認のため開示請求書にも押印を求める。

注13 【任意代理人の資格を証明する書類として委任状を提出する場合】
任意代理人の資格を証明する書類として委任状の提出を受ける場合には、その真正性を確認するために、委任者の実印を押印することとした上で印鑑登録証明書の添付を求める、又は委任者の運転免許証、個人番号カード等本人に対し一に限り発行される書類の複写物の添付を求める。これらの措置については、法令上の義務ではなく、委任状の真正性の確認のための運用上の措置であることに留意する。